

## 電気技術者試験の試験実施業務に係る競争入札について

令和3年12月 2日

一般財団法人電気技術者試験センター

一般財団法人電気技術者試験センターでは電気技術者試験に係る試験実施業務について下記のとおり一般競争入札を実施することとしましたのでご案内致します。

### I. 電気主任技術者試験の入札

1. 入札の対象とする試験実施業務の範囲は、次のとおりとする。

#### (1) 試験の種類

- 1) 第一種電気主任技術者試験（一次試験）
- 2) 第二種電気主任技術者試験（一次試験）
- 3) 第一種電気主任技術者試験（二次試験）
- 4) 第二種電気主任技術者試験（二次試験）
- 5) 第三種電気主任技術者試験

#### (2) 業務の内容

上記（1）の5種類の試験につき、次の業務を実施する。

- ① 試験実施体制の確立とセンターとの連絡調整
- ② 会場の確保
- ③ 試験実施要員の確保、配置
- ④ 試験実施に必要な備品等の準備
- ⑤ 実施準備と当日の会場運営と撤収
- ⑥ 答案等の回収・整理とセンターへの引渡し
- ⑦ その他上記業務の遂行に必要な業務

### 2. 契約期間

令和4年度の1年間とする。

### 3. 試験実施業務受託者としての条件

入札者は次の（１）～（５）の条件の全てに適合しなければ受託者（共同受託方式をとる場合は代表者。以下同じ）となることができない。

- （１）経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務要領（昭和３８年６月２６日付３８会第３９１号により、令和元年・２・３年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」の等級以上に格付けされている者であること。  
ただし、一般財団法人 電気技術者試験センターと契約実績がある場合は、この限りでない
- （２）本業務を遂行できる経理的基盤があること。  
経理的基盤として最低限次の条件を満たすこと。
  - １）受託業務を遂行するための資金を自社乃至外部から調達できること。
  - ２）民事再生法第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、または申立てをなされていない者であること。
  - ３）会社更生法第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者、または申立てをなされていない者であること。
- （３）本業務を遂行できる試験実施（技術的）能力があること。  
試験実施（技術的）能力として最低限次のいずれかの条件を満たすこと。
  - １）至近年全国一斉の公的試験で２万人程度の試験実施業務に係る実績を有すること。
  - ２）第三種電気主任技術者試験の規模（７万人）程度及び本仕様書の要求条件の下で試験実施業務を的確に実施し得る能力があること。（過去の実績を元に本仕様書要求事項に適合する能力を有することを具体的に記載すること。）
- （４）本業務を遂行できる管理能力等があること。  
管理能力等として最低次の条件を満たすこと。
  - １）本業務を遂行するための社内体制（人、組織、設備・機材等）を構築できること。
  - ２）個人情報の取り扱いに係るプライバシーマーク（JISQ15001）の認定を取得していること、又は更新中であること。
  - ３）次の事項を遂行できる管理能力を有していること。
    - （イ）守秘義務遵守
    - （ロ）緊急時における危機管理
    - （ハ）平時（業務期間中の夜間、休日及び祝日を含む。）及び緊急時の連絡体制
- （５）社会的問題のないこと  
法的制裁（国・地方自治体の行政処分を含む）を受けていないこと。また、その可能性が明白でないこと。

## II. 電気工事士試験の入札

### 1. 試験実施業務の範囲

入札の対象とする試験実施業務の範囲は、次のとおりとする。

#### (1) 試験の種類

- 1) 第一種電気工事士筆記試験
- 2) 第一種電気工事士技能試験
- 3) 第二種電気工事士上期筆記試験
- 4) 第二種電気工事士上期技能試験
- 5) 第二種電気工事士下期筆記試験
- 6) 第二種電気工事士下期技能試験

#### (2) 業務の内容

上記(1)の6種類の試験につき、次の業務を実施する。

- ① 試験実施体制の確立とセンターとの連絡調整
- ② 会場の確保
- ③ 試験実施要員の確保、配置
- ④ 試験実施に必要な備品等の準備
- ⑤ 実施準備と当日の会場運営と撤収
- ⑥ 答案等の回収・整理とセンターへの引渡し
- ⑦ 技能判定員に係る事務（判定員会議の設営等）  
なお、技能判定員の確保、手配及び任命は試験センターが行う。
- ⑧ その他上記業務の遂行に必要な業務

### 2. 契約期間

令和4年度の1年間とする。

### 3. 試験実施業務受託者としての条件

入札者は次の(1)～(5)の条件の全てに適合しなければ受託者（共同受託方式をとる場合は代表者。以下同じ）となることができない。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務要領（昭和38年6月26日付38会第391号により、令和元年・2・3年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」の等級以上に格付けされている者であること。  
ただし、一般財団法人 電気技術者試験センターと契約実績がある場合は、この限りでない

- (2) 本業務を遂行できる経理的基盤があること。

経理的基盤として最低限次の条件を満たすこと。

- 1) 受託業務を遂行するための資金を自社乃至外部から調達できること。
- 2) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、または申立てをなされていない者であること。

- 3) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者、または申立てをなされていない者であること。
- (3) 本業務を遂行できる試験実施（技術的）能力があること。  
試験実施（技術的）能力として最低限次のいずれかの条件を満たすこと。
- 1) 至近年全国一斉の公的試験で2万人程度の試験実施業務に係る実績を有すること。
  - 2) 第二種電気工事士試験の規模(上期筆記試験で8万人、技能試験で1回当たり3万人)程度及び本仕様書の要求条件の下で試験実施業務を的確に実施し得る能力があること。(過去の実績を元に本仕様書要求事項に適合する能力を有することを具体的に記載すること。)
- (4) 本業務を遂行できる管理能力等があること。  
管理能力等として最低次の条件を満たすこと。
- 1) 本業務を遂行するための社内体制（人、組織、設備・機材等）を構築できること。
  - 2) 個人情報の取り扱いに係るプライバシーマーク（JISQ15001）の認定を取得していること、又は更新中であること。
  - 3) 次の事項を遂行できる管理能力を有していること。  
(イ) 守秘義務遵守  
(ロ) 緊急時における危機管理  
(ハ) 平時（業務期間中の夜間、休日及び祝日を含む。）及び緊急時の連絡体制
- (5) 社会的問題のないこと  
法的制裁（国・地方自治体の行政処分を含む）を受けていないこと。また、その可能性が明白でないこと。

### Ⅲ. 試験実施業務の入札スケジュール

- (1) 入札説明会 12月3日 ～ 12月17日

※合同入札説明会を12月3日 14時にweb会議にて行います。

参加できない者は、別途説明会を行う。

- (2) 入札日 1月5日  
(3) 評価及び業者決定 1月中旬  
(4) 契約 1月下旬

なお、入札説明会に参加を希望される場合は、下記の連絡先にご連絡願います。

- (5) 入札形態

入札形態は、

①電気主任技術者試験及び電気工事士試験を一括受注した場合

②電気主任技術者試験のみ受注した場合

③電気工事士試験のみ受注した場合

の3種類の入札価格書を提出すること。

ただし、両試験を一括受注できない場合は、どちらかの試験のみの応札書の提出も可とする。評価については、最低落札価格方式とし、①～③の応札書を総合的に評価する。

また、共同受託方式の場合は、とりまとめを行う代表者を定めること。

本件入札についての問い合わせ先

一般財団法人 電気技術者試験センター  
(担当) 試験業務部 前田(英), 高橋, 荒井  
連絡先 電話 03-3552-7651  
FAX 03-3552-7838  
E-mail [info@shiken.or.jp](mailto:info@shiken.or.jp)

以上